

個人情報保護政策に関する懇談会準備会合議事録

日 時：令和 7 年 4 月 28 日（月）16：00～18：15

場 所：個人情報保護委員会 委員会室・オンライン

出席者：

（１）会長及び会員

宍戸会長、阿南会員、石井会員、石川会員、岡田会員、神谷会員、河村会員、
小林会員、下井会員、関会員、高橋会員、丹野会員、富浦会員、別所会員、
村岡会員、村上会員、山本会員

（２）個人情報保護委員会事務局

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻より少し早いですけれども、ただいまから「個人情報保護政策に関する懇談会の準備会合」を開催させていただきます。

本日は、皆様方、お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、当初の進行を務めさせていただきます、総務課長の佐々木でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、議事に入る前に、まず資料の確認をさせていただきます。

本日は、資料 1、資料 2－1、資料 2－2、資料 3 の 4 種類がございます。

ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、オンライン参加の会員の皆様方には、御発言時以外にはマイクをオフにしておいていただきますようよろしくお願いいたします。御発言を希望される際には、挙手ボタンではなくて、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て発言者を指名する方式で進めさせていただきます。そのほか、何かございましたら、チャット機能で随時事務局に連絡を頂ければ対応をさせていただきます。

引き続きまして、議事の（２）でございますけれども、「個人情報保護政策に関する懇談会開催要綱（案）について」に移らせていただきます。

資料 1 を基に御説明をさせていただきます。よろしゅうございますでしょうか。

資料 1 の「開催趣旨」でございますけれども、読み上げさせていただきますが、「個人情報の保護及びその利活用のバランスの在り方は国民各層にとって重要な課題であり、その重要性は以前にも増して高まっている。そのようなバランスの在り方を考え、時代に即した個人情報保護制度の運用や見直し等を行うに当たっては、委員会として、デジタル社会の進展や AI の急速な普及を始めとした技術革新、技術の社会実装に関する動向、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向等についての的確に把握していく必要がある。このため、広く各界の有識者やステークホルダーと透明性のある形で継続的に意見を

交換し、併せて個人情報保護政策に関し相互理解を促進することにより、実情に即した、より包括的なテーマや個人情報保護政策全般についての検討に資する。」ということでございます。

続きまして、2の「会員」、それから、3の「会長」でございますけれども、こちらのほうは記載のとおりとさせていただきます、会長につきましては当委員会の宍戸委員にお願いしたいと考えております。

また、3の（3）にございますけれども、会長に事故がある場合については、あらかじめ会長の指定する会員に職務を代理いただくことにしておりますけれども、この代理に係る指定につきましては、本日、本要綱案につき御了承いただきましたら、後日会長に御指定いただきたいと考えております。

それから、4の「議事」でございますけれども、「（3）懇談会は原則として非公開とし、懇談会終了後に配付資料を公表する。」としておりますが、会員の随行者の方々ですとか、あるいは当委員会の委員に限り、傍聴をお認めいただきたいと考えております。

御説明は以上でございますが、開催要綱案につきましてはこれでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○佐々木総務課長　ありがとうございます。

それでは、今後、本開催要綱案にのっとって運営をさせていただきたいと思います。

続きまして、会員の皆様を御紹介させていただきます。

名簿順にお名前を御紹介いたします。所属と役職につきましてはお手元の名簿に記載されておりますので、ここでお名前だけの御紹介とさせていただきます。

それでは、御紹介いたします。

宍戸会長でございます。

阿南会員でございます。

石井会員でございます。

石川会員でございます。

岡田会員でございます。

神谷会員でございます。

河村会員でございます。

小林会員でございます。

下井会員でございます。

関会員でございます。

高橋会員でございます。

丹野会員でございます。

富浦会員でございます。

別所会員でございます。

オンラインでの御参加になりますけれども、村岡会員でございます。

同じく村上会員でございます。

同じく山本会員でございます。

なお、今村会員、越塚会員、曾我部会員は本日御欠席でございます。

続きまして、宍戸会長より御挨拶を頂きたいと思います。

それでは、宍戸会長、よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 会長に選んでいただきました、東京大学の宍戸と申します。

本日は、大変お忙しいところ、個人情報保護政策に関する懇談会準備会合に御出席いただき、感謝申し上げます。オンラインで御参加の会員の方々も、お忙しいところ、ありがとうございます。

会合の開始に当たりまして、私より一言御挨拶を申し上げます。

私は憲法、情報法を研究しておりますが、これまで個人情報保護委員会を設置する平成27年の個情法改正、その監視・監督の範囲を民間部門から行政機関、地方公共団体等へと広げる令和3年改正の検討に関わりましたほか、個人情報を含むデータの保護と利活用に関わる官民の研究会等に参加してまいりました。

そうした中で、生成AIを始めとする技術やサービスの進展の中で、適切な個人情報保護制度の整備、運用のためには、多様なステークホルダーの方々と個人情報保護委員会の対話が不可欠であると強く感じるようになりました。

図らずも私自身、本年1月より当委員会の委員となり、また、本懇談会の会長を務めることに相成りましたが、個人情報の利活用と保護に最前線で取り組まれておられる事業者、また、地方公共団体を代表される方々、テクノロジーや実務、国内外の制度に専門的知見を有する方々と一堂に会し、そのような対話に関わることができるということは本当に光栄なことと感じております。

当委員会は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ることを責務としております。常に自ら専門性を高めること、適切に法を解釈・適用して、また、必要な情報提供を行うこと、そして、こうした活動について社会各層の方々から信頼を得られることは、安心して個人情報が利活用される前提を成すとともに、他のデータ保護機関との協調・連携を通じたDFFTの実現にも貢献するものと考えております。

とりわけ昨今のデジタル社会の急速な進展や規制の変化も含めた国際的な動向等を踏まえ、適切な規律の下でのデータの利活用の推進が必要となっており、この間、政府においてもデジタル行財政改革会議の下で包括的な検討が進められております。当委員会もそうした全体的な動きと整合する形で、透明性の高いプロセスの下で個人情報の保護と利活用のバランスを正面から考え直し、合理的で納得感のある規律を制度として整備し、運用し続けることがこれまで以上に求められていくと受け止めております。

今般のいわゆる3年ごと見直しの議論におきましては、個人情報保護制度や当委員会の

検討の進め方について様々な御指摘を頂いておりますが、私自身は、当委員会がこうした機会を通じて今まで述べましたような自らの責務を的確に果たすために、非常に多くを学ばせていただいていると感じております。

本懇談会は、先ほど事務局より開催要綱の「1 開催趣旨」を御説明いたしましたけれども、私の表現では、今申し上げましたような対話のプロセスがより持続し、発展したものとなるよう、言わば対話を制度化するものでございます。各分野で御活躍いただいている会員の皆様から、それぞれの経験や知見を基にした情報提供や率直な御意見を賜る場とし、それを当委員会は時代の変化あるいはデジタル社会の動向と調和した活動を行うための糧とさせていただきたいと存じます。また、本懇談会が会員の皆様の間のコミュニケーションを触媒として、個人情報保護と利活用に関わる多様なステークホルダーの間でより一層のトラストが醸成される契機ともなればと考えております。

これまで顔識別カメラ画像の保護と利活用のようなアドホックな検討はございましたが、短期的な課題に結論を出す等ではなく、継続的な対話の取組は当委員会としても初めての試みであります。私が会長の任に堪えるかは甚だ心もとないところでございますので、皆様方の御協力を頂きながら、手探りで一步ずつ進めていきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木総務課長 ありがとうございます。

それでは、以後の懇談会の進行を宍戸会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 承知いたしました。

それでは、このアジェンダで申しますと（3）というところになりますけれども、本日は準備会合でございますので、令和7年度における個人情報保護委員会の活動の方向性を示しました令和7年度個人情報保護委員会活動方針と、そちらにも記載をさせていただいておりますが、個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討状況につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

まず、議事の（3）として、「令和7年度個人情報保護委員会活動方針について」、事務局より説明をお願いいたします。

○佐々木総務課長 それでは、御説明させていただきます。

令和7年度個人情報委員会活動方針につきまして、お手元に資料2-1という概要の紙があると思いますけれども、これに基づいて御説明をさせていただきます。

活動方針につきましては、新年度において委員会が取り組むべき活動ですとか、あるいは活動の方向性について整理したものでございまして、毎年度、委員会の決定を経て公表しているものでございます。

令和7年度における取組の基本的な考え方については、資料の1ページ目を御覧ください。

「個人情報保護法関係」につきましては、国際的動向や情報通信技術の進展、それに伴

う新たな産業の創出及び発展の状況等を踏まえ、次の議題で詳しく御説明いたしますけれども、いわゆる３年ごとに見直しについての検討を含めた個人情報等に関する政策の企画立案を進めてまいります。また、個人情報等の適正な取扱いを確保するため、国内外の事業者に対して適切かつ効果的・効率的な監視を行うとともに、行政機関等に対し効果的・効率的な監視を行います。また、事業者及び行政機関等に対し、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止等のために、必要な措置である安全管理措置等に関する周知広報に取り組みます。

「マイナンバー法関係」につきましては、マイナンバーを含む個人情報である特定個人情報の適正な取扱いを確保するために、適切かつ効果的・効率的な監視・監督を行うほか、必要に応じてガイドライン等の改正を行うとともに、周知広報に取り組みます。

「国際協力」につきましては、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFT、信頼性のある自由なデータ流通の推進及び具体化のため、引き続き、相互運用性のある国際環境の実現を目指します。

資料の２ページ目を御覧ください。

具体的な取組を御説明いたします。「個人情報保護法関係」につきましては、いわゆる３年ごとに見直しについて、引き続き、関係者との対話を重ねながら検討を進めるとともに、本懇談会のことも記載しておりますけれども、この開催を通じて個人情報保護政策全般等についての様々な課題等の把握に努めてまいります。また、監視・監督活動につきましては、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使するほか、権限を行使した事案については個別事案の概要等を四半期ごとに公表いたします。

「マイナンバー法関係」につきましては、必要な指導・助言、勧告等の監視・監督権限を行使いたします。また、マイナンバーを含む特定個人情報ファイルを取り扱う行政機関等が漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する、事前の評価を行うものでございます保護評価の評価書の審査及び承認を行います。そのほか、番号法の規定により、地方公共団体におきましては、社会保障、地方税、防災に関する事務、その他の部分であって条例で定める事務についても、マイナンバーを利用することができるとされておりまして、そうした独自利用事務の情報連携の活用促進のための取組を行います。

「国際協力」に関する取組につきましては、事業者が個人情報を安全・円滑に越境移転することを支援するとともに、ニーズ等に応じて最適なスキームを選ぶことができる国際環境の構築を推進します。また、グローバルな政策立案の議論に参画するとともに、個人情報保護に関する法制度及び執行状況に関する情報交換、協力関係の強化に関する議論等を行うことで、国境を越えた執行協力の体制や二国間及び多国間における協力関係の強化及び構築を進めてまいります。さらに、個人情報保護に係る最新の国際動向を積極的に把握し、委員会の政策立案に生かすとともに、収集した情報等については、国境を越えて活動する事業者等が利活用できるように、国内外に向けて効果的な情報発信を行います。

最後に、「共通事項」につきまして、国民からの個人情報、特定個人情報等の取扱いに関する相談に適切に対応するとともに、把握した情報の委員会活動への活用を促進してまいります。このほか、広報・啓発活動や人材の育成・確保等にも取り組んでまいります。

なお、資料２－２として本文も御用意しておりますので、また後ほど御覧いただければと存じます。

御説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

続きまして、議事の（４）でございます。「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しについて」、事務局より説明をお願いいたします。

○香月参事官 事務局参事官の香月と申します。よろしくお願いいたします。

私からは資料３、個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討状況について説明をさせていただきます。

まず１ページを御覧いただきたいと思います。

３年ごと見直しにつきましては、法律上根拠規定がございます。令和２年改正法の附則第10条におきまして、政府はこの法律の施行後３年ごとに新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしてされておりまして、この規定に基づき、現在検討を行っているところでございます。

２ページを御覧いただきたいと思います。

これまでの検討経緯につきまして説明をさせていただきます。

令和５年９月、１０月に、委員会におきまして改正個人情報保護法の施行状況について御議論いただいたところでございます。また、１１月１５日に、委員会におきまして、いわゆる３年ごと見直し規定に基づく検討を行うことを決定し、公表してございます。１１月下旬以降、関係団体等からのヒアリングを行ったところでございます。

それから、令和６年の６月２７日に「中間整理」を公表しておりまして、その後、７月２９日までパブリックコメントを実施したところでございます。

その後、１０月１６日、「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」を公表してございます。これは、中間整理のパブコメ等におきまして、具体的な検討事項に関する議論に際しては、まずは制度の基本的な在り方に立ち返った議論を行うべきとの意見がなされたことも踏まえまして、実施したものでございます。その後、事務局においてヒアリングを行ってまいりました。その状況につきまして、１２月１７日に委員会に御報告してございます。

また、１２月２５日には「個人情報保護法のいわゆる３年ごと見直しに関する検討会」の報告書を公表してございます。この検討会は昨年７月に設置され、課徴金、団体訴訟を中心に検討をいただいたものでございまして、その時点の議論の状況を報告書として取りまとめていただいております。

今年に入りまして、1月22日、「「個人情報保護法　いわゆる3年ごと見直しに係る検討」の今後の検討の進め方について」を公表してございます。中間整理以降の検討を踏まえまして、制度的な課題の再整理を行ったものでございます。

そして、2月5日、2月19日、3月5日の3回に分けて、1月22日に公表いたしました「今後の検討の進め方」において整理された制度的な課題について、「考え方」をお示ししてございます。また、3月5日におきましては、その「考え方」について関係団体などの皆様から頂いた御意見を公表してございます。4月16日にもそれ以降提出のあった御意見について公表しているところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思います。

昨年6月に取りまとめました「中間整理」でございます。3本の柱に分けて整理を行っております。一つ目が「個人の権利利益のより実質的な保護の在り方」、二つ目が「実効性のある監視・監督の在り方」、三つ目が「データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方」でございます。

1の(1)個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方は、アにございますが、顔特徴データ等に関する規律の在り方、イにございますが、特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方などを論点としてお示したところでございます。(2)オプトアウト届出事業者に対する規律の在り方、(3)こどもの個人情報等に関する規律の在り方、(4)個人の権利救済手段の在り方、こちらは団体による差止請求制度・被害回復制度の導入の可否について論点としてお示したものでございます。

また、2(1)は、経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段である課徴金制度の導入の可否、また、勧告・命令等の実効性の確保でございます。(2)刑事罰の在り方、(3)漏えい等報告・本人通知の在り方でございます。

3の(1)本人同意を要しないデータ利活用等の在り方でございますが、こちらにつきましてはその後の検討で具体化を行っているところでございます。後ほど説明をさせていただきます。また、(2)民間における自主的な取組の促進でございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど申し上げました検討会の報告書の概要について説明をさせていただきます。

この報告書は、昨年の7月から12月まで計7回の会合を開催いただきまして、そこでの議論を踏まえまして、課徴金制度及び団体による差止請求・被害回復制度について、その時点での議論の状況を整理したものでございます。

この報告書につきましては個人情報保護委員会に報告いたしまして、報告書の内容を考慮しながら検討を進めているところでございます。

報告書の構成でございますが、「第2　課徴金制度について」、「1　検討に係る前提条件」としまして、そもそも立法事実があるのかどうか、適正なデータ利活用への影響はどうか等について御議論いただいた上で、想定される制度として対象行為ですとか算定方法について御議論いただいております。また、右側、団体による差止請求制度・被害回

復制度につきましても、検討に係る前提条件について御議論いただいた後、想定される制度について御議論いただいたところでございます。

次に5ページでございます。

「個人情報保護制度の基本的在り方に関する事務局ヒアリング」でございます。「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しの検討の充実に向けた視点」に基づきまして、事務局において個人情報保護制度の基本的在り方に関するヒアリングを実施してございます。個人情報保護政策を考える上で注目すべき環境変化、重視すべきリスク・政策目的、実態を踏まえた規制の在り方といった制度の基本的在り方に関わる次元の論点について、改めて、幅広いステークホルダー等の間で再確認を行いました。

次に6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの資料は、令和7年1月22日に委員会で御議論いただき、決定いただいた文書でございます。事務局ヒアリングを踏まえて、短期的に検討すべき追加的論点について整理してございます。

先ほど申し上げました事務局ヒアリングでは、幾つかの視点を頂くことができました。例を挙げますと、一つに、個人情報保護法の本人関与に係る規律に関しまして、本人に直接の影響がない取扱いについては、本人の関与を担保する必要が必ずしもないのではないかとの視点が得られました。また、ガバナンスの観点から、個人データの取扱いの実態に即し、適正な取扱いの義務を負うべき者とそれぞれの義務の内容等について議論を深めていくことが重要との視点も得られました。

こうしたことを踏まえまして、中間整理に追加する論点として以下のとおり整理してございます。

まず、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」でございます。

「本人の権利利益への直接の影響の有無等」を切り口とした規律の内容を検討」としてございまして、まず一つ目の●、「同意規制の在り方」でございます。これは中間整理の説明の際に申し上げました3（1）の「本人同意を要しないデータ利活用等の在り方」を具体化したものでございまして、個人の権利利益の侵害が想定されない統計作成等であると整理できるAI開発等、以下の場合には同意不要と整理できるのではないかと、として三つ掲げております。①統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合。②取得の状況から見て本人の意思に反しない取扱いを実施する場合。③生命等の保護、公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合であって本人の同意を得ないことに相当の理由があるときでございます。

二つ目の●ですけれども、漏えい等発生時の対応の在り方、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は本人通知不要と整理できるのではないかとしてございます。

また、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の

在り方（ガバナンスの在り方）」でございますが、個人情報の取扱いに関わる実態を踏まえ、個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方を検討すべきではないかということを追加論点として整理したところでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。

この資料も1月22日に委員会で決定された文書でございます。中間整理で提示した論点と今申し上げました追加論点を、以下の三つの柱に再整理してございます。左上、「個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方」。右上、「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」。下ですけれども、「個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方」でございます。

次に8ページでございます。

今説明しました1月22日の資料に掲げた制度的論点のそれぞれにつきまして、順次、「制度的課題の具体的な考え方」を公表いたしました。2月5日、19日、3月5日に公表してございます。

「制度的課題の具体的な考え方」は、11ページ以降の参考資料に添付しているところでございます。

これらの検討状況を有識者・関係団体にフィードバックしたところ、様々な意見が寄せられているところでございます。3月5日、4月16日にそれまでに寄せられた意見を公表させていただいているところでございます。

それから、9ページになりますが、こちらは参考として、先ほど宍戸会長からもお話がございました「デジタル行財政改革会議における議論」につきまして紹介をさせていただきます。

現在、デジタル行財政改革の下におきましても、データ利活用に係る制度及びシステムの整備について包括的な検討が進められております。この資料は、本年4月22日に開催されたデジタル行財政対策会議において平大臣から御説明のあった資料の抜粋でございます。ここでは、「データの利活用を最大限に進め、地域の抱える問題を含めた社会課題の解決を実現するための制度及びシステムの整備について、新たな法制度の構築を含め、包括的に検討。6月に基本的な方針をとりまとめ予定。」とされてございます。論点①「データ利活用を促す仕組みの整備」、そして、論点②「個人情報保護法のアップデート」、これらにつきまして、右にございますが、整合性を確保しながら進めていくとされてございます。

次に10ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは1月22日に委員会で決定された文書に記載されたものでございますが、今後に向けて考慮していくべき点として以下を整理してございます。引き続き幅広いステークホルダーの御意見を踏まえながら、必要な対応を検討していくことが重要だと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、議事の（５）、「意見交換」に移ります。今、事務局より御説明いたしました活動方針、３年ごと見直しの二つの議題に関する御意見でも結構でございますし、当個人情報保護委員会に対する評価あるいは期待、いずれでも結構でございます。適宜御発言をお願いしたいと思います。

また、オンライン参加の会員の方で御発言希望の方は、チャット機能にてお知らせいただければと思います。

御発言を御希望の方はおられますでしょうか。せっかくの準備会合でございますので、是非積極的に御発言いただければと思います。

（内容について一部非公表）

では、まず河村会員、その後に別所会員、お願いします。

河村会員、お願いします。

○河村会員 今日は特段発言を用意していませんけれども、せっかくお声がけいただきましたので、皆さんまだお手を挙げられないので、手を挙げてみました。

消費者団体の主婦連合会の河村でございます。この分野で言えば、本人、個人の代表としてここに参加しております。宍戸会長のお話にもありました、３年ごと見直しに関する検討会には関係団体として参加しております、そこで消費者としての意見を述べて参りました。意見書も提出しています。

今日は、意見ということではないのですが、活動のご紹介をしたいと思います。コンシューマーズ・インターナショナル、日本語で国際消費者機構という団体があり、主婦連合会自身は入っていないのですが、私共が加盟している全国消団連が会員になっており、間接的な形でその活動に関わっております。その関係者の方からお声がけがあって、先日、担当の方がたまたま日本にいらしていたので、全国消団連の国際活動専門委員会の席にお招きしミーティングを行いました。昨今、個人データが越境して国外に出ていく、入ってくる、飛び交っているわけですね。AIもどんどん進化していく中、国際的に消費者が連携し、越境する自分たちのデータの保護について取り組もうと、その団体は各国の消費者団体に呼び掛けています。つまり、データが利活用されること自体はとても大事なことでありますが、それが進んでいくからこそ何か不都合な事が起こることも間違いないので、そういうときにどうしたら消費者の被害救済を国際的に行うことができるかということを考えてよいということです。今はまだそのようなルールが整備されていないので考えていきましょうということで、日本の消費者団体もどんどん意見を述べてくださいと言われております。

今回こういう機会も頂いておりますし、申し上げたいことは、ここにも参加されているような事業者の方が、海外から個人データを取得したときの振る舞いの問題であり、規制のハーモナイゼーションなどいろいろ論点が出ているのですけれども、そういう観点から

も、日本のレギュレーションがきちんとそれに応えるものになって、日本の消費者としても日本の国内でも国外でも安心できるルール整備がなされることを望んでおります。

9月に韓国で開催されるGPA、世界プライバシー会議でも、コンシューマーズ・インターナショナルが呼びかけて、会合直前のデイゼロセッションという形で韓国の消費者団体が主催するイベントがあり、日本の消費者も呼ばれております。また、GPA本体のプログラムの中でも消費者視点のセッションが行われる予定で、その提案団体を日本の消費者団体に、おそらく全国消団連になると思いますが、担って欲しいという打診があり、今、やり取りがなされています。そのような場での情報収集も行いながら、個人として、消費者としての権利擁護の立場から今後も意見を述べていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございます。

この後、別所さん、それから、オンラインで御参加の村上さん、村岡知事の順で御発言を頂きたいと思っております。

それでは、別所さん、お願いします。

○別所会員 今回はこのような機会を頂き、ありがとうございます。

今回の懇談会は、個人情報保護法に関する懇談会ではなくて個人情報保護政策に関する懇談会ですので、かなり幅広く取り組んでいただけるのではないかなと思って期待しております。

今一番気になっているのは、テクノロジーの進展スピードが予想を超えて非常に速い中で、何をしていかなければならないというのをかなり先取りして考えていく必要があるかなと思っています。この中でも「AI2027」というのを読んだ方は何人かいらっしゃるかもしれませんがけれども、AGIと言われているようなものがかなり先立ったということではなくて、もしかすると目の前にAGIがすぐに来るような時代になってしまう。そういう中でプライバシーをどういうふうに守っていくのかということが非常に重要な課題の一つだと思っていて、そこをちゃんと見ているところはまだグローバルでもあまりないのだろうかなと思っています。

一つは、技術進歩によって、今までは個人情報取扱事業者というのを対象にしてきましたけれども、個人の人がコンピューターのパワーを使うことによって、従来だったら事業者と言われていた人たちを超えることができる時代に既になっているというようなことで、どういう形でそれを今後制度的に設計していけばいいのかというようなところは、最新の情報を是非こういう場でも収集、シェアしていただいて進めていただくのがいいかなと思っています。

一方で、ルールを守らない人たちもたくさんはびこっていて、特にサイバー空間ではサイバー犯罪との関係というところで、個人情報はどういうふう守られるべきなのかというところをきちんと見ていく必要があると思っています。

個人情報のいろいろなプロテクションでもあり、利活用でもあるのですが、その

ところは全て個人情報保護法で見ることができているわけではなくて、やはり限界があって、それを超えているということもあって、新しいルールもできてきているわけですね。例えば日本版DBSと言われているようなものはその一つの例外規定だと思っているのですが、そういうようなものの辺縁を、やはり中核になる個人情報保護委員会ではしっかり見ていただきたいと思っていますので、そういった情報についてもこういうところで収集していただいて共有いただくというようなことが重要なと思っていますので、そういうような場に是非していただければなと考えております。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の村上さん、お願いいたします。

○村上会員 村上でございます。経団連のデジタルエコノミー推進委員会で企画部会長を務めております。

私は損保ジャパン、ならびに、SOMPOホールディングスでチーフデータオフィサーも務めております。また、政府の仕事も手伝っておりまして、AIの安全性をつかさどる AI Safety Instituteの所長もさせていただいております。

本日は、AI Safety Instituteの仕事のためシンガポールに来ております関係で、リモート参加となってしまい申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

まず、この懇談会に参加させていただくことの意義について申し上げます。私は企業、さらにAI Safety Instituteの立場から、バランスを取りながら個人情報の保護と利活用を進めようと考えております。この点、個人情報の保護と利活用のバランスの在り方を念頭に、時代に即した個人情報保護政策について実に多様な御意見を伺える、極めて貴重な機会を頂いたことをありがたく思っております。

私自身、実はもともとAIの研究者です。先ほど、AIの台頭に伴うデータの取扱いについてお話がありましたが、企業でデータドリブン経営を推進している立場から、データに関心があり、産業界の意見を申し上げられればと思っております。

まず、個人情報保護委員会の活動方針に関する御説明をありがとうございました。事務局からの御説明も踏まえ、データ利活用に関する経団連の考え方や取組について御紹介させていただければと思います。

経団連では、Society 5.0 for SDGsの実現を掲げており、DX、特にデジタル技術やデータの活用を通じた価値の創出に取り組んでおります。こうした活動の一環として、2023年5月に「データによる価値協創宣言」を公表し、個人情報法を始めとする法令の遵守を前提に、適切なデータ利活用による価値創造の推進を会員各社に呼びかけてまいりました。

また、姉妹機関の経済広報センターと連携し、特設ウェブサイトを開設しております。さらに、セミナーの開催等も通じて、個人情報保護と利活用に関する一般向けの広報や普及啓発にも注力しております。

とりわけ、昨年5月に経団連で「個人情報保護と利活用に関するセミナー」を開催した際には、当時、個人情報保護委員会の委員長でいらっしゃいました藤原委員長にビデオメッセージで御

登壇いただくなど、個情委の皆様に多大なお力添えを賜りまして、ここに厚く御礼申し上げます。

今日、デジタルは社会の中で不可欠となっております。経団連としては、お示しいただいた委員会の活動方針に沿って、デジタル社会における個人の権利利益の保護、そして、データの利活用に関する俯瞰的な規律の在り方について、検討を深めていただくことを期待しております。個情委の皆様におかれましては、個人データの保護を念頭に置かれていると思いますけれども、個人はもとより事業者も含む、我が国経済社会全体の広範なステークホルダーと、双方向かつ丁寧なコミュニケーションを行っていただくよう、お願いしたいと思っております。

また、後半で御説明いただきました個人情報保護法の3年ごとの見直しについても少し御意見を申し上げたいと思います。

今回私がシンガポールに来ておりますのは、機械学習に関するラーニングリソースの国際会議に付随して開催されたAI安全性の会議に参加するためです。世界的にデータの活用は当たり前になっています。当然のことながら、データがないと機械学習はできないものですから、どうすればもっとデータを活用できるか、世界が非常に関心を寄せています。

もちろん、先ほど申し上げた「Society 5.0 for SDGs」を実現するためには、個人の信頼を前提とした個人データの利活用が不可欠です。デジタル社会における個人の権利利益の保護とデータの利活用について、バランスよく俯瞰的に議論を深めることが必須と考えております。まず我が国のデジタル社会をどうしていくのかという議論があり、その全体的な議論を行った上で、個別の議題を深掘りしていくべきではないかと思っております。

先ほども言及がありましたが、内閣官房のデジタル行財政改革会議では現在、データ利活用制度の在り方に関する議論が進んでおり、来たる6月にも基本的な方針が策定されると聞いております。この個人情報保護法制の在り方についても、是非デジタル行財政改革会議における検討と整合する形で、議論を深めていただきたいと思います。片方では利活用をうたい、片方では規制を深めるといったことがないよう、日本としての戦略を打ち出していただければと思います。

とりわけ、資料3にあります、課徴金制度や団体による差止請求制度といった議論が若干気になっております。企業のデータ利活用の取組を萎縮させるものとならないように、「導入ありき」ではない、慎重かつ丁寧な検討をお願いできればと思います。

他方、本年3月、個情委から個人データの利活用を含む個人情報保護法制の全体的な課題に関する整理が示されたことは、非常に大きな一歩と歓迎しております。こうした整理によって、個人情報保護法の見直しに向けた議論のスタートラインに立てたと考えており、個情委の皆様の御尽力に感謝しているところでございます。

なお、この整理に関しては、私が部会長を務める企画部会でも意見を取りまとめておりまして、今月の15日に個情委に提出、経団連ホームページにも掲載しております。

以上、我が国のDXやイノベーションの担い手である企業の具体的な懸念につき、諸々

述べさせていただきました。AIにはデータが不可欠です。国境を越えたデータのやり取りやサイバー攻撃等も念頭に、個人情報をもどのように守っていくかという点については、技術が非常に重要な鍵を握ります。先ほども申し上げたように、もし規制が先に立ってしまうと、日本企業における技術開発が阻害されてしまうおそれがあります。「攻撃は最大の防御」といわれますが、攻撃でなくても、防御するために最先端の技術を知ることが非常に重要になります。知るだけではなくて、自分たちが作らなければその技術を追いかけることはできません。自ら先端的な取組を進められるように、どの部分を守れば個人情報が保護されるのか、活用の部分とバランスを取って議論いただきたいと思います。

私からの期待とコメントに関しては以上でございます。ありがとうございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。シンガポールで大変お忙しいところ、助かります。

それでは、村岡知事、お願いいたします。

○村岡会員 皆様、こんにちは。山口県知事の村岡と申します。

この会に参加させていただきまして、大変光栄に思っております。

私は個人情報保護の関係では、令和2年の個人情報保護の制度の見直しに関する検討会が開かれた際に、当時、全国知事会の情報化推進プロジェクトチームリーダーをさせていただいておりまして、その立場で参加し、自治体のほうからの意見をしっかり聞いていただいて、制度にも反映いただきまして、大変感謝をしております。

今日はこの会議が開かれて、先ほど御説明いただきましたけれども、その後、非常に多岐にわたる課題が出てきていて、それぞれに対応してルール作りが進められていることを学びまして、大変に驚いております。非常に技術も進み、いろいろな課題も新しく生まれている中で、どんどんと新しい枠組みやルールを作っていかなければいけない。そうしたことに直面しているのだろーと思ひます。

我々自治体におきまして、今、特に市町村のほうは住民情報を非常にたくさん持っているわけですが、それをしっかりと管理していく。そして、個人情報を守りながら、また利活用についても進めていくということもやっていかなければいけません。どの自治体も、今、生成AIの活用ですとか、あるいはオープンデータ化等、情報について非常に技術が進む中でどのようにこれを生かしていくのか、また、効率的に業務も変わっていくのか、そうした課題に直面しているわけですが、これからますますそういった技術も進展していくことを考えますと、このように継続的に様々な立場の方々と情報共有の意見を交わせるという機会は大変重要だと思ひておりまして、これはあまりない取組だと思ひますけれども、これも期待をしております。

我々自身も、こうした会議の場で自治体として今直面しているものですとか提案等を行って貢献できればと思ひますし、また、皆様方からもいろいろな御意見をお聞きしながら、これから先どんなことをすべきかということを考えていく機会にできればなと思ひております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○宍戸会長 知事、ありがとうございます。

それでは、続きまして阿南会員、お願いします。その後、こちらにいきたいと思います。

○阿南会員 ありがとうございます。消費者市民社会をつくる会の阿南と申します。

私は久しぶりにこの個人情報保護関係の議論に参加させていただいておりますが、少し意見を申し上げたいと思います。

私は先ほど説明がありましたデジタル行財政改革会議における議論のところの論点1の「データ利活用を促す仕組みの整備」と論点2の「個人情報保護法のアップデート」、これの整合性を確保するというのが最も重要ではないかなと思いますので、この懇談会でもそのような議論ができればいいのではないかなと思います。

私は横浜市の消費者協会の理事長もしておりまして、消費者センターを運営しておりますので、横浜市民からのいろいろな苦情の受付とか、そういうことをやっているわけなのですが、先日、個人情報保護の関係から言いますと、一つの注意喚起情報を発信しました。宅配の事業者さんが、届けたのだけれども、それを確認するためにもう1回お宅の連絡先を教えてくださいというふうにしてメールがあったというので、カード番号を教えたしまったというのがあって、それについて、これは何ということだと思って、注意してねという情報発信をしたのですよね。ですが、消費者センターからの情報発信は、本当に消費者がどうしたらいいかということにはあまり答えていないような気がするのです。とにかく怖いからという情報が結構行くのです。そういう被害に遭わないように、もちろん自分で御努力していただくことも必要なわけなのですが、そういう情報発信の仕方だと、これは事業者の皆さんたちが消費者の情報を利活用してより良いサービスにつなげていくというところだとか、それから、政府の規制だとかについて消費者の信頼を失わせていくことになっているのではないかなと思っています。

消費者はもともと自分が持っている情報をいろいろなところに利活用というのですかね。使っていただいて、そして、自分の生活を豊かにしていきたいと思うわけですよね。そうすると、事業者は信じられないということになると、とても良くない状況だと思うので、悪質な事業者を取り締まることはこちらでやらなくてはいけないのですけれども、利活用している事業者さんたちを信頼できる仕組みが必要なのではないかと思うのです。自分の情報をこのように事業者さんが扱ってくれて、いろいろなサービスの向上につなげているのだという辺りがもっと消費者に情報発信されないと、なかなかこれは進まないのではないかなと思っています。

ですので、デジタル行財政改革会議のこの議論の中身にはとても賛成です。ですから、バランスよく私たちがやっていくということが必要なのではないかなと思います。ちゃんとした事業者の取組が情報発信されるとか、一体どこの事業者を選べばいいのか、どんなサービスを選べばいいのかといったときに、消費者が安心して選べるような事業者がちゃんと情報発信されるとか、消費者が自分自身で情報を守っていくためにはどうしたらいいのかという辺りが具体的に前向きな行動でもって学べるような、得られるような情報発信

の仕方をここから考えていく必要があるのではないかなと強く思いました。

以上です。長くなってすみません。

○宍戸会長 貴重な御指摘ありがとうございます。

それでは、この後、丹野会員、その後、関会員の順にお願いします。その後、小林会員といきたいと思います。

○丹野会員 丹野でございます。

私はもともと東京都の消費生活総合センターというところで消費生活相談員を15年ほどやっておりまして、消費者の生の声というものをずっと肌で感じてきた人間でございます。2016年に個情委の委員を拝命し、その後、2019年から2023年末まで委員長職に就いておりました。

今はすっかり離れてしまいましたので、今日は、個情法の3年ごと見直しについてもしゃべりたいのですが、そうすると切りがなくしゃべりますので、そうではなくて、個人情報保護委員会さんへお願いというか、こういうふうにやってくれたらいいなということをお話ししたいと思います。

個情委は、御承知のとおり、法執行の独立性が担保されている独立行政委員会でありまして、委員についても、個情法の条文の中にそれぞれ学識経験者、消費者保護分野、情報処理分野、行政分野、民間企業、地方自治分野等のその分野の知見を有する方々と規定されております。また、委員会は委員による合議制によって物事を決めるわけで、トップが決定権を持って下へ下ろすという仕組みではありません。つまり、もともとの成り立ちから既に広く様々な立場からの意見を聞いて検討し、その上で判断する、ジャッジするという組織であると認識しております。

そこでデジタル時代の劇的な進行の中、データの利活用においても、ターゲティング広告以降、IoTやAI、メタバース、自動運転等、私たちの想定を超えたサービス、仕組みが現実に登場し、利便性の向上はもちろんあるのですが、さはさりながら、多数のトラブル、被害があつて、その中で、消費者の意識、動向や認識に変化が生じている可能性があると思っております。

ですから、3年ごと見直しについても、中間整理以降、個情委が検討会やヒアリングの場を設けて多数のステークホルダーの声を聞いて、先ほど様々なペーパーが出ていましたが、それに対応されているように、今回この懇談会を設け、恒常的に関係者と意見交換をして、それによって幅広でかつ長期的な視点を得ることが大変に良いことだとまず思っております。

先ほど申し上げた個情委へのお願いというのを2点だけ申し上げたいと思います。

1点目は、消費者は相変わらず自分の個人情報について残念ながら闇の中にいるということです。自分の情報はどこでどういうふうに使われているのか、複雑過ぎて分からない。企業にはもちろん利用目的の公表通知義務がありますが、これは重厚長大過ぎて読む気になれないというアンケート結果もありますし、そうすると、消費者はサービスを利用する

ためには、よく分からないままきつと大丈夫だろうと同意ボタンをクリックするということになりますが、これは安心や信頼とは到底呼べないので、健全な状況とは言えません。本来この件に関しては分かりやすい説明があるべきですが、データの利活用が高度化・複雑化すると、実態としては平易な説明自体がもう難しいのかもしれません。

ではどうするかということなのですが、実は3年ごとの見直しの先ほどのペーパーに今後に向けて考慮すべき点というのが出ていて、その1と2に既に答えが出ているのですが、設計段階からプライバシー保護を考慮するプライバシー・バイ・デザインや、プライバシー保護評価（PIA）を実施する。データ保護責任者（DPO）を設ける。さらには、企業内にいわゆるエシックスボードを取り入れるなど、種々の手法があると思われませんが、消費者サイドからはこれらが既に実行されているのか、今は見えにくい状況です。でも、例えば実際に自治体でデータ連携にPIAを使っている事例などを拝見すると、データの真正性の確保というところの信頼性確保を始め、個人情報の適切な取扱いなどについて明瞭に評価があるので、それが見えると住民としては非常に安心感があります。

個情委は個人情報保護制度に関する司令塔ですので、国民が安心・信頼できる制度設計等、不適切行為等を監視・監督することに加え、これまで制度化が必ずしも容易でなかったものについてもソフトロー的な、言わば風潮を作るというのか、国民の個人情報の取扱いについて安心できて信頼できると。そのための現実的な施策を今以上に積極的に御検討いただければと思います。笛を吹いても踊っていただけるかどうかは分かりませんが、まずは笛を吹いていただきたいと思います。

2点目です。個人情報保護法相談ダイヤルというのが個情委の中にあります。この活用について簡単に申し上げたいと思います。ほぼ年間2万件超の相談がございます。行政機関でこれだけ相談件数があるのは珍しいかもしれません。対応もお話を聞いて正確な情報をお調べするだけではなくて、事柄によってはあっせんもいたしますので、それも特色です。

この相談ダイヤルは直接国民の声をお聞きするわけで、法の認知度や社会の実情を知る上で大変貴重なものとなります。活動方針にありましたが、それが直接監視・監督につながることもあります。何より相談対応はそのまま2万人の人にお話しするわけですから、そういう意味では効果的な広報だと認識していただければと思います。個情委の職員研修に相談ダイヤル実習を入れるのも効果的かと思います。

なお、個人情報について相談する窓口としては、個情委の相談ダイヤル以外に全国の消費生活センター等もありますが、そのためには、国民生活センターと定期的に情報交換をして、全国の消費生活センターに必要な情報を提供することが大事です。例えば法改正が行われた場合などは簡単なマニュアルを作って配付するとか、要はこの霞ヶ関に1個しかない相談窓口を実質的に全国レベルに増やすことは国民利益にかなうと思いますので、是非今申し上げたようなことを御検討くださればと思います。

取りあえず以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、関さん、お願いいたします。

○関会員 ありがとうございます。

このような機会を頂きまして、ありがとうございます。

また、今回の懇談会の開催は非常に良いことだと思います。本当にありがとうございます。

懇談会の開催要綱にも、継続的に意見を交換し、相互理解を促進する、あるいは実情に即した検討に資するということが開催趣旨として書いてございますので、是非その方向での意見交換、議論ができればよいと期待しております。

個人情報の保護と利活用のバランスというのは非常に重要なことだと思います。ただ一方で、昨今のAIを始めとする技術の急ピッチの発展や、それに伴うビジネスのいろいろな形のもが出てくるといったことを考えると、簡単な話でもないと思います。日本の技術やイノベーションをストップさせないよう、あるいは世界に伍していけるような形での制度設計といったものを、お集まりいただいたいろいろな立場の方の議論で日本の制度がよい制度になるように、是非皆さんのお知恵を生かして議論していければと思います。

宍戸会長からは冒頭に対話を制度化するというお話をさせていただきました。是非そういう形でこの懇談会を運営していただければなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、小林さん、お願いします。

○小林会員 皆さん、こんにちは。野村総合研究所の小林と申します。

ふだんは民間企業、行政機関の個人情報保護のためのルール作りを支援する、どちらかといえば裏方の立場の者ですが、本日はマルチステークホルダーということで、企業の裏側にいる人間の代表ぐらいのつもりで参りました。先ほど丹野会員からもソフトローというお話がありましたけれども、まさにそういうガイドラインであるとか、指針であるとか、企業内のルールに至るまで、産業界の行動プラクティスのようなものを作る支援など、そういういったものを手がけている者になります。

私から3点ほどお話しさせていただきます。

まず、プライバシー又は個人情報保護というのは、従来、セキュリティの延長で取り扱って行っている事業者さんが大変多かったです。一方で、データ活用の時代になってきますと、データというのとビジネスというのは非常に密接につながっておりまして、その部分についてはどちらかというと事業部が主導するものになります。セキュリティのほうは、どちらかというと、よくこの業界でいう1線、2線、3線の2線のコーポレート部門が担う。それで、全体に鍵をかけるような、城壁を作るような形で守るわけなのですけれども、プライバシーの分野、データ活用の分野におきましては、事業部がそれぞれ判断し

て行うということで、実は圧倒的に事業部の力が強くて、個人情報保護なり、そういったものを担う部署というのがあまり大きく前に出られなかった。そのような時代が続いておりました。

ところが、ここ数年、事業者の方がデータガバナンス、プライバシーガバナンス、これは2020年ぐらいですかね。経産省、総務省さんのほうで出されたガイドブックの効果もあり、非常に熱心にデータガバナンスに取り組むようになってまいりました。実際に弊社でもアンケートを取っておりまして、2022年から24年までの間に既に取り組んでいる、又は取り組む必要があると答えている企業というのが、大企業の場合は最初50%ぐらいだったのが今や7割ぐらい、中小企業の場合はそれより10%ぐらい低い数字にはなるのですけれども、それぞれ皆さん取り組むようになってきたというのは大変大きな変化かなと思っています。

その上で、データガバナンスには、やはりインセンティブが必要で、先ほどの丹野会員の言葉を引きますけれども、資料3の「今後に向けて考慮していくべき点」というところの(1)、(2)について、事業者は一生懸命取り組むのですけれども、これはコストではないのかということで、なかなか前向きに取り組めないというのが実情だと思います。

一方で、今回個情委さんが3年ごと見直しで示された中では、事業者は自分たちが（個人情報保護を）頑張ればいいことがありそうだなというような規定が盛り込まれていると理解しています。これは、事業者又は事業者のプライバシー保護、個人情報保護を担っている者にとって、ある意味武器になるもので、これだけやればこういういいことがあるから（データガバナンスを進めるべき）という説明ができるものがいろいろ入っている。あまりいいイメージで捉えられることのない課徴金制度も、真面目にやっていれば減免するという主体的観点といったものも盛り込まれていて、ある意味事業者に追い風になる部分かなと思っています。

最後3点目に、AIのお話もさせていただくと、ChatGPTが2022年11月に出現して以来、日本企業は、どうやってAIを自社のビジネスに取り込んでいくのかということで日夜頑張っているところなのですけれども、これを先導している部署なり、AIガバナンスというものを担当している部署というのが、どうもITであったりセキュリティだったりする部署が前面に出ている。一方で、個人情報保護とかプライバシーとかを担当している部署の関与度合いというのは非常に低い。これは、IAPPという国際団体が調べたデータと弊社がアンケートで取ったデータを比べてみると如実に表れています。AIのデータ学習において個人情報は大変重要なものであるにもかかわらず、個人情報をつかさどっている部署の関与が薄いというのは今後日本がデータ活用を進めていく上でボトルネックになるかもしれないと危惧しているところでございます。そういったところも、この場を通じていろいろな場面で皆さんと共有できたらと思います。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸会長　ありがとうございます。

この後、手が挙がっている方ということで順番に申しますと、岡田会員、その後、オンラインですが、山本龍彦会員の順に御指名したいと思います。

まず岡田会員、お願いします。

○岡田会員 岡田でございます。

私は、弁護士として個人情報、テクノロジー、そして知的財産権などについて様々なアドバイスを民間事業者に行っているのとともに、政府のルールメイキングについてもお手伝いをさせていただいております。例えばAI戦略会議の構成員のほか、先ほどからお話が出ているデジタル行財政改革会議のデータ利活用制度・システム検討会のメンバーとしてもお手伝いをさせていただいております。また、政府だけではなくて、民間の横断的な自主的な取組として、私は一般社団法人ダークパターン対策協会の理事も務めており、そのような法律だけによらない業界での自主的な取組についてもいろいろと模索をさせていただいているという立場でございます。

私からは3点ほど大きくコメントさせていただきたいと思います。

まず1点目なのですが、まさにこのような懇談会が設置されたということの意義にも直結しますが、大局的で俯瞰的な観点の重要性という点です。3年ごと見直しに向けた御報告がありまして、事務局の皆様を含めて大変御尽力いただいているところだと思いますけれども、短期的な改正では実現のハードルが高いものの、個人情報保護法の大きな構造が現行法のままでいいのかといった大きな問題意識というのは継続して持ち続ける必要があるのではないかと考えております。

例えば個人情報、個人データ、保有個人データという3層構造の規律の是非の問題があります。具体的には、データベース化されていない散在情報について過大な規制になっていないとか、逆にAI時代で非構造化データの取扱いが容易になっている今、個人情報データベース等の概念では十分捕捉し切れていないものがあるのではないかという問題意識があります。また、個人情報と個人関連情報について、今の日本特有の区分けを維持するというのが本当にいいのかといった問題もあります。

また、本人同意の在り方も重要な論点です。例えば本人同意原則の例外を広げるということまさに3年ごと見直しの方向性の議論は非常に重要である一方で、本当に同意が必要な場面における同意の成立要件というのはもう少し厳しく見る必要があるのではないかという問題意識もあります。これは例えばダークパターン等の関係でも重要な問題になってきます。こういった個人情報法の体系とか構成全体に大きな影響を与える問題についても、やはり正面から議論し続けていくということが非常に重要なかなと考えております。

また、これまで個人情報法の数度の改正を経て、制度として作ったのだけれども、当初期待していたほど活用されていない制度というものもあると認識しています。こういったものについて、これまで改正を積み重ねて、新しい制度をいろいろと継ぎ足していくという「足し算」の発想だけではなくて、現実の実務に必ずしも合っていない制度を再整理、統廃合していくとか、時代の変化やグローバルな相互運用性の観点も加味して、過去の議論

の経緯に過度にとらわれることなく、柔軟に「引き算」をしていく発想も含めて提言していくことは重要です。まさにこのような発想は、大局的、中長期的な観点から議論するというこの懇談会の意義にも直結するところなのかなと思っております。

2点目なのですが、テクノロジーの進化を始めとする新しい課題に対する対応、その中で特に委員会の発信の在り方についてです。まさにAIとかブロックチェーン、PETsなど様々な技術が急速に進化する中で、個人情報との関係でどのような問題があってどのような解決の方向性があり得るのかということについて、やはり委員会としてタイムリーに議論をして、その成果をプロアクティブに公表するということを期待したいと思います。

例えばAIの例にとると、2023年6月に注意喚起が出されたわけですし、今回の法改正の提案についてもいろいろ御尽力いただいているところではありますが、例えば2023年の注意喚起について言うと、これが出された当時、内容は文章が非常にシンプルで簡潔だったということもあって、個人情報法の文書の解釈のロジック自体をめぐっても様々な憶測を呼び、一定の混乱を招いた側面も否定できないと個人的には思っております。

特にテクノロジーをめぐると新しい問題をめぐっては、やはり委員会として断定的な結論を出すことは難しいということは十分理解できるのですが、1、2ページの文章、それも注意喚起という形である日突然公表されるというのは、かえって混乱を招きかねない部分もあるのかなと思っております。あれはあれで評価できるのですが、総合的な取組としては、例えばタスクフォースを作って検討のプロセスを公表するとか、あとは複数の見解を併記する形でもよく、ディスカッションペーパーのような形でもいいので、何が論点となってどのような考え方があり得るのかということは、コントラバーシカルな論点であっても、批判を恐れずスピード感を持ってタイムリーに議論をリードしていくということも大事なかなと思っています。

例えば競争法の場面ではCPRC（競争政策研究センター）という組織があって、中長期的観点から競争政策の企画、立案、評価を行う上での理論的な基礎を評価するための活動を行っているところでもありますけれども、委員会本体が中途半端な見解を出せないとしても、そういった他所の取組なども参考にしながら、何らかのフォーラムを組成して、実務家、研究者などを交えて活発な議論を行っていくということがあっても良いと思っております。

最後に3点目として、これまで何回かお話に出てきましたけれども、データ利活用などの議論との接続についてです。まさにデジタル行財政改革会議でも議論されているように、データ利活用全般を含むデータ政策を踏まえた上での個人情報保護制度の位置付けをこれまで以上に意識していくことが求められると考えています。個人データだけではなくて産業データも含めた利活用の在り方、また、欧州のEUデータ法に象徴されるようなデータのアクセス共有促進の是非なども含めた全体的な政策オプションの中で個情委が果たしていくべき役割も大きいのではないかなと思っています。

データの保護と利活用はアクセルとブレーキのような逆方向のベクトルと捉えることにとどまらず、むしろポジティブに補完し合う車の両輪として、いわばガードレールのように位置付けて、委員会としての独立した立場を堅持しつつ、全体の流れを見て整合性のある形で適切な政策立案をしていくという視点も、場合によっては重要なかなと思っています。

デジタル行財政改革会議のデータ利活用制度・システム検討会にも個情委の佐脇事務局長を始めとして活発に御報告いただくとともに議論にご参加いただき、まさにそのような観点からの本質的な論点なども提示していただいております。こういったデータ保護と利活用の議論の相互のフィードバックというのは本当に重要なことだと思っていますので、委員会のこれまでのそういった議論への積極的な参画は本当に素晴らしいものと評価していると同時に、今後とも是非継続していただきたいと思いますと思っています。

個人的には、個人情報保護法に世の中の課題をいろいろ背負わされ過ぎているところもあるのではないのかなという疑問も問題意識としては持っているのですが、本日の場は個人情報保護法に限らず個人情報保護政策全般についてのフォーラムだと理解していますので、そういうところも含めて議論をさせていただきたいと思いました。

私からは以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、オンラインで御参加の山本会員お願いいたします。

○山本会員 ありがとうございます。

私は専門が宍戸会長と同じく憲法学でございまして、数年前は日本の憲法学の通説と言われていた自己情報コントロール権と呼ばれる考え方を批判する形で学会にデビューしたようなところがあるのですが、いつの間にか自己情報コントロール権を守るような側に回っているというようなおかしい状況になっております。もちろん以前からあった伝統的な自己情報コントロール権というのを批判しつつ、修正しながら継承しているつもりではありますが、そういったおかしい立場に置かれておりまして、この考えは早く成仏させていただきたいなと思っているところなのですが、この懇談会でいよいよ成仏できるかどうかというところかなと思っています。

冗談はさておき、まず、なぜ憲法学というようなところにまず疑問を持たれている方も多いと思いますけれども、個人情報保護法の3条をまず確認しますと、個人情報というのは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑みうんぬんとなっている。この基本理念を定めた個情法の3条の説明として、政府のいわゆる基本方針においては、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が個人として尊重されることを定めた憲法13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示しているのだということで、政府自らこの個人情報保護法が憲法とひも付いたものであるというような説明を行っている。まずこのことを改めて確認しておきたいと思っています。ですので、憲法研究者がここに2人いる、曾我部先生も含めると3人かもしれま

せんが、それほどおかしいことではないかなと思っていますところでございます。

2点目は、今回、PPC様の制度的課題に対する考え方の紹介、その前の今後の検討の進め方でしょうか。どちらかの文章で、本人の権利利益への直接の影響の有無等を切り口として規律の内容を検討していくという方向性が示されたかと思えますけれども、私はこれは良いことだろうと思っておりまして、賛成しております。

ただ、先ほど岡田会員からもあったように、これは個人の権利利益への直接の影響がない場合は同意規律を緩める方向での議論になっていくのだろうと思えますけれども、その点については私も賛同しておりますが、他方で、個人の権利利益への直接の影響がある場合というものに関して本人の関与の在り方をどのように考えるのかというのは、やはり重要な論点だろうと思っております。ここは落としてはいけないのではないかと考えております。

その点、AI開発などのために利活用していくということについては、特に生成AI等への利用ですね。この点については直接的に個人の権利利益への影響がないように思われるわけですので、同意規律を緩めるという方向は基本的には妥当であろうと思う反面で、いわゆるCookieですとか端末情報というのは、プロファイリングによってターゲティングが行われるとか、リコメンデーションが行われるということで、個人の権利利益への直接の影響がむしろあるということになると考えております。そうしますと、やはりこの辺りの検討というものを同時に進めていく必要があるのではないかと考えているところであります。

日本風の個人情報関連情報というカテゴリーの妥当性についても先ほどから何回かご指摘がありましたけれども、やはりそういった個人に働きかけるような形でのデータ利用というのは正面から個人の権利利益への影響があるというものとして規律を具体的に考えていくべきではないかと考えているところです。

それから、最後3点目ですけれども、今、皆様のお話を伺っていて私の中で分からなくなったのは、個人情報保護法の第1条の目的規定でございます。この目的規定を読みますと、最後に「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と書いてある。この文章ですけれども、「有用性に配慮しつつ」というのはとりもなおさず利活用というものに配慮しつつということだと思いますけれども、この両者がはたして等価値なのかどうか。つまり、利活用と保護というのが等価値であり、そのバランスを図るということを個情法が言っているのか、それとも、配慮しつつ、まさに究極的には個人の権利利益を保護する。つまり、個人の権利利益の保護にウエイトが置かれたものであるのか。私は様々な文献を読んでおりまして、例えば宇賀克也先生の個人情報保護法のコンメンタールを読みますと、これは引用ですけれども、個人情報の有用性をしんしゃくすることを意味しているが、両者を均等に比較衡量するのではなく、個人の権利利益の保護が最重要の目的であることも表現していると記載されているところでありまして、それから、石井会員、曾我部会員、森先生の個人情報保護法のコンメンタールでもそういっ

た考え方が支持されるべきであるというような考え方が示されています。今日の御議論をお聞きすると、両者は同じ、等価値で両者のバランスを図ることが重要であるというような御意見があったかのように聞こえましたけれども、もちろん個別具体的な場面においては衡量を図るということは当然あり得ると思いますけれども、しかし、この法律が両者を同じウエイトで考えているのかどうか、そのあたりのことを改めて確認したほうが良いのかなと思いました。

そうしないと、ともにすると逆になると申しますか、個人情報保護法の規定では「有用性に配慮しつつ、権利利益を保護することを目的とする。」と書いてありますけれども、そうではなく、「個人情報の保護に配慮しつつ、利活用することを目的とする」というような法律に実質的に変わってしまうことも考えられなくもありません。ですので、この保護法の最後の部分、第1条の文章の解釈についても一旦確認したほうがいいかなと感じた次第です。

すみません。長くなりましたけれども、以上です。ありがとうございます。

○宍戸会長 根源的な問題提起をありがとうございます。

あと、高橋会員から手が挙がっていますね。その後、神谷市長にお願いしたいと思います。

まず高橋会員。

○高橋会員 NTTの高橋克巳と申します。私はデータセキュリティとデータプライバシーの研究を行っております。

今、ちょうど山本さんのほうから話があったバランスの問題はなかなか議論が大変だと思います。私は企業のデータ活用技術の研究を行っていますが、そのベースは、企業が清々しくデータを使えるためにはどうしたらいいかです。ですので、清々しく使えるためには何らかの権利利益が保障されていることが前提と考えます。

まずセキュリティに関して申し上げます。セキュリティにはいろいろな要件・手段といった要素がありますが、それに関する情報や知見が正しく適切に共有されていることが一番大事だと考えています。活動方針の中でも体制の整備や人材育成・確保に励んでいらっしゃるということですので、そこの大変期待をしています。

次にプライバシーですが、活用のバランスの問題になります。特に3年ごと見直しの中で論点に出ている、本人の関与規律、本人の権利利益への影響がない利用に関するものが非常に考える例題として適切ですので、ちょっと細かくなりますが意見を述べます。

まず、個人情報に期待することは、これらの問題に関する技術的情報の発信をさらにしていただきたいと思います。今までも事務局のレポート等の労作を作っていただいています。これからも技術的な情報を整理していただくことによってすごく進む部分があると思っています。

整理しなくてはいけない点は山ほどありますが、私なりに優先すべきと考える課題を述べます。

まずは従来からある個人識別性の問題で、情報が匿名化されていれば自由に活用できる、統計であればいいだろうという話があります。その個人識別性に関しては、今まで匿名加工情報導入の時と、仮名加工の時にいろいろな議論がされて、その解像度は大きく上がりました。今回は特にフォーカスされているのはAI、AIの特にモデルというものにどういう個人識別性があるのかです。ここに関して議論をして、その性質を明らかにすることによっていろいろな人のもやもやが晴れて、次に進むことができると思います。

次に、入り口的な観点のデータの個人識別性の有無だけでは議論できないということになっていることがあります。AIはあたかも個人識別がない情報を扱っていても、個人に関してのいろいろなことを語る、出力するということはあり得ますので、そうすると、入り口的なデータの形式に関する個人識別性の問題だけではなくて、使われ方に関する議論というのが必要になってくると思います。これは一筋縄ではいかないものですが、論点として挙げておきます。

ですので、現在統計作成等に当たるものに関する規制緩和が一つの論点となっていますが、そこを明らかにするためにAIモデル、一般的に言うとAIモデルを含むデータの個人識別性の問題と、データの使われ方という二つの問題を明らかにする必要があると思います。

最後に付け加えてもう一点申し上げますと、権利利益の影響がない利用であるということが例えば統計的な使い方という目線で一つ整理ができたとすると、次に問題となるのは、それが本当に企業のほうで実際に守られているのか、規律が遵守されているかです。ここは、皆さんも指摘される通り、ガバナンスが大事です。さらには、そのガバナンスが機能していて、それを消費者が信じられる、トラストが成立するということが非常に大事になるので、その循環を作ることをみんなで手助けできることが必要です。その透明性を高める手法の一つにPETsと呼ばれるプライバシー強化技術があります。これが透明性を上げることに役に立つと考えています。

長くなりましたが、以上でございます。

○宍戸会長 ありがとうございます。

それでは、神谷市長、お願いいたします。

○神谷会員 千葉市長の神谷でございます。

日頃から個人情報保護委員会の皆様方には市行政を進める上で御助言を頂いておりまして、感謝申し上げたいと思います。

また、下井先生におかれましては、千葉市の個人情報保護審査会の会長など複数の役職をお引き受けいただきまして、心から感謝を申し上げたいと思います。大役をやっていたいただきまして、本当にありがとうございます。

私も今回のような場は初めてなのですが、是非学ばせていただきたいと思うのですが、今、現場の職員が非常に苦慮しているのが、千葉市の官民コネクテッドセンターというのがありまして、民間企業から市の持ついろいろな情報を活用したり、AIを使っ

た様々なシステムの導入などの提案もありまして、それをサービスインの前に千葉市で実証実験を行いましょうみたいな制度もありまして、検討させていただいているのですけれども、先ほど小林会員からお話もありましたように、セキュリティの面ではまあまあいいでしょうという話になるのですが、個人情報の取扱いの面でどこまで保護すればいいのか現場では判断できない事案があつて、結局はやめておきましょうというような話が結構多いのかなと思っているところであります。

ここは職員のいろいろな事業を効率化するために導入したいというよりも、現場の職員がどこまですればいいのか判断ができるような技術の進展に応じたあるべき法の措置の内容について何らかの意見交換ができればなと思っておりますし、今回資料3でお示しいただいた様々な点において、こういった観点で御検討いただいていることが分かりまして、本当にありがたく思っております。

あと、最近は委託事業者に市の情報を提供して、一定の守秘義務の中で作業していただくということがあるのですけれども、委託先から個人情報が漏えいするような案件があり、なかなか減っていかないということがあるのですけれども、そういった点で、事業者のガバナンスの向上について何らかのルールといいますか、更なる対策が必要な面があるのではないかなというのは日々感じているところでございます。

様々な点が既に御検討されているということかと思えますけれども、現場の事例の提出ですとか自治体から見た意見などを提供させていただきたいと思しますので、是非、皆様からも御意見を頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸会長　ありがとうございます。

まだ特に御発言のない会員の方から是非。

では、まず石井会員、お願いします。

○石井会員　中央大学国際情報学部の石井です。

私からは5点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず、今回の懇談会は、幅広いステークホルダーが参加して大局的な議論が行われるという場が設けられたことは非常に重要性が高いと思っております。個人情報保護制度は非常に難解な制度で、制定するのも改正するのも運用していくのも非常に難しいと思っております。そのような中で、個人情報保護委員会は、本日、活動方針と3年ごと見直しについてお話いただきましたが、ここでも継続的な対話が個人情報保護委員会の取組にインプットされていくことでバランスの取れた議論がなされるということを期待しているところであります。こちらが1点目です。

2点目は保護と利活用に関してです。山本先生から根源的な問題提起があつたものになりますけれども、これはまさに個人情報保護制度の根本的かつ永遠の目的というものであります。

本日は、デジタル行財政改革会議と、その次のページで「今後に向けて考慮していくべき点」というのを3年ごと見直しの資料3の9ページ目、10ページ目で御紹介いただき

ましたが、既に先生方からお話があったように、利活用の仕組みを作る上ではガバナンスと一体的に議論しなければならないと。これは間違いないところだと思います。あわせて、個人情報保護委員会が監督権限を適切に行使できると。これが保障される必要があるということだと思っています。

私自身、政府のほかの省庁で個人情報の取扱いに関する様々な施策がなされるときに、その議論に参加させていただくことがあります。具体的には、医療分野のデータの利活用ですとかこどものデータの利用といった場面において個人情報の問題が出てくる。今、二つの例を挙げてみましたが、これらはいずれも利活用の必要性も高ければ、保護の必要性も高い。個人情報保護の個別の分野の中でも非常に難しい領域になってくる。これは他省庁の検討会なので、例えば指針が策定されたり、改正されたり、それから、場合によっては特別法が制定されたり、運用されたりする。そういう場面において、やはり個人情報保護委員会が適切に関与して監督機能が届かないことがないようにしておくということが国全体の個人情報保護レベルを維持し、国外の信頼も確保し、維持していくという上で大変重要だと考えております。

3点目は、消費者保護ですとか競争法の領域と三位一体であることへの配慮も必要になってきていると思います。プライバシーですとか個人情報保護というのはほかの分野と関係することが増えていまして、例えばEUのAI法ですとかデジタル市場法の中に個人情報に関する規定が設けられていたり、個別の論点ではダークパターンですとかプロファイリングに関わる論点などでも消費者保護や競争法とプライバシー、個人情報保護が関係してくる場面があります。日本においては、いわゆるスマホ新法といわれる法律で例外規定の中にプライバシーに関する規定が設けられていたりする。加えて、独占禁止法違反の間われる事例が個人情報の取扱いに関わる場面もあるということで、三位一体の視点の重要性というのがますます高まっているだろうと。これも個人情報保護委員会として、観点として持っておいていただくといいかなと思いました。

それから、4点目はテクノロジーです。これは生成AIの広がりに応じて個人情報保護法がどうあるべきかという議論だと認識していますが、やはり個人情報取扱事業者を対象とした規律がどこまで維持できるのかという別所会員の問題提起と通ずるところがあるのではないかと考えていたりもしますが、EUでは厳格な法制を敷くスタイルで、アメリカでは公正情報実務に関する諸原則のベースで考えていくという議論があったり、日本のテクノロジーの進展に伴う制度の在り方についてのヒントを得るというのは、国外の状況を見ているだけではなかなか難しい面もある。そういうこともあって、ターゲットがすごく動いているものですので、個人情報保護法が旧態依然としたものにならないよう、動く的というのを常に見ておくというのか、難しいのですけれども、柔軟な制度の見直しを行う視点というのも重要ではないかなと思った次第です。

最後、個人情報保護委員会の役割について期待するところを申し上げたいと思います。

本日お配りいただいた資料2-2の後ろのほうに、国際戦略について別添で付けていた

だいているかと思います。これを見るだけでも非常に国際分野は業務が多いという印象を持たれるのではないかと思いますけれども、専門性が非常に求められる分野が国際分野だと思います。加えて、継続性というのも非常に重要だというのが国際の特徴ではないかと考えています。特に諸外国の個人情報保護制度の監督機関との関係性を維持していく上では、担当者レベルで顔が見える関係で継続的な信頼関係を維持していく。DFFTを推進する上ではそういう関係も重要であると思います。職員の方について教育研修ですとかいろいろな機会を与えるということが既に活動方針にも述べられているところですが、国際的な経験を高めていただく取組の強化を期待しているところであります。

最後に、これはおまけといいますか、学部宣伝をさせていただきたいのですが、私の所属する中央大学国際情報学部はITと情報法をともに学ぶ学部です。たまに国家公務員の総合職、筆記ですかね。合格する学生も出てきているところでして、個人情報保護委員会がこれから国家公務員になりたい学生にとって魅力のある組織として見えることを是非目指していただきたいと考えております。

私からは以上になります。

○宍戸会長 ありがとうございました。

それでは、石川会員、お願いします。

○石川会員 石川智也と申します。私は西村あさひ法律事務所・外国法共同事業で弁護士として、今、ドイツのフランクフルトの拠点長をしております。今年で5年目でありすけれども、GDPRが施行されて以降、ドイツ法の弁護士とGDPRへの対応、そして、各国のデータ保護法への対応ということでアドバイスをさせていただいております。

また、昨年から大学院のほうに通い直しておりまして、そこで産業データの利活用に関する法制の研究ということで、EUのデータ法を始めとするデジタル政策について勉強しているところです。

私のほうからは今日は4点お話しさせていただければと思いました。

まず、ふだん個人情報保護の問題に関してどのように取り組んでいくことが良いのかという御相談に当たって必ず言うことは、プライバシーに関する案件について全て必ず目を通すことができるような体制整備がとても重要だということです。個人情報の観点からの検討がなされないままに進んでしまうことをなるべくなくすような体制作りというものがとても大事であると考えておりまして、まさにそういったプライバシーへの検討を会社として取り組むような活動を促すような制度作りがあると良いのかなと思いました。

この10ページの資料でも、PIAの実施であったり、DPOの設置等の体制面の話が挙げられていますけれども、これに加えて、こういった活動に取り組んだ事業者に対して何らかの形でインセンティブを付与するといったことも含め、まさにこういった活動を行うことがメリットになるのだということを制度としても後押しできると非常に良いのではないかなと思っております。

二つ目は、ふだんよく感じていることとして、個人情報保護法が少し難しくなってきた

いるのかなというのを常に感じております。もちろんGDPRも難しいのですが、個人情報保護法でいうと、やはり個人情報、個人関連情報の区別の問題であったり、また、これらの提供に当たって確認しなければいけない内容について細かくガイドラインに記載があったり、なかなか難しいなと感じることが多くございます。実際に私どもはドイツにおりますので、ドイツを含めて海外の事業者からも質問を受けますけれども、なかなか説明が難しいルールもございます。直ちにシンプルにということではないのかもしれませんが、分かりやすい明快な方向性を目指すことができると、グローバルに法律を守ってもらうという観点からもとても有益なのかなと思っております。

三つ目が同意に関するトピックになります。本人の関与の観点から同意が重要と言われることがありますけれども、ただ他方で、法律上同意がなければできないことというのが本当にどれぐらいあるのだろうかとか少し疑問に感じる場面もございます。というのは、個人情報保護法上、あらゆる個人情報の処理について同意を求めているわけではなく、あくまでも同意を求めているのは一定の場面に限られるわけです。それにもかかわらず、時々そういったことは関係なく、あらゆる個人情報の取扱いについては同意が必要だという理解を前提に個人情報保護法が利活用を阻害しているのではないかといった声も聞きますけれども、必ずしもそういうことではないように思っております。個人情報保護法が利活用を妨げているというよりは、そもそもデータをいかに流通させるかといったことのインセンティブの付け方であったり、あとは流通対象となったデータを実際に流通させるに当たっての仲介事業者といったものの整理であったり、そういったところがデータの利活用にとって重要なかなと思う場面もあります。

四つ目ですけれども、やはりテクノロジーの問題で、非常に技術の進展が早い中で、個人の権利を保護するために、それをどのように適切に捕捉していくかという問題がなかなか難しいのかなと思います。EUでは予防原則というものがあり、リスクが現実が発生していなくてもある程度具体的にリスクが見込まれると、積極的に事前に規制をかけていくといった考え方がありますが、日本ではそのような考え方を実現するのはなかなか難しいなと思うところがあります。ただ他方で、個人情報、プライバシーの文脈でいくと、必ずしも細かいルール、規制を作らなければいけないということではなくて、プリンシプルベースで基本的なルールを定め、そして、それを事後の法執行に際して一つ一つのテクノロジーとの関係で明確にしていくといった方法もとれるのではないかと考えております。その意味でも骨太で明快なプリンシプルというものを何らかの制度の中に落とし込んでいけると良いのかなとは思ったりしております。

以上になります。

○宍戸会長　ありがとうございます。

それでは、富浦会員、お願いします。

○富浦会員　大妻女子大という伝統のある大学で今月データサイエンス学部を立ち上げたところで、データの分析だけではなく利活用に携われる人材を育てるというタイミングで

加えていただいて、ありがとうございます。

それから、兼ねて独立行政法人経済産業研究所の所長を務めておりまして、各種のデータを使った経済分析をして、政策提言に関わる研究を取りまとめておりますけれども、その過程で、各種のデータをいろいろ結び付けることによっていろいろ豊かな研究ができるということですが、個人情報に関わるようなデータの利用にいろいろ制限があって研究がうまくできないケースとかも散見されていて、個人情報の保護が非常に進んでいるEU、ヨーロッパの国の研究で非常に個人情報に立ち入ったものを使ったものとかが出てきているというのは、日本の研究者として若干じくじたるものを感じる経験もしております。

それから、個人的には経済学が専門で、特に日本の企業の国際展開とかについてデータを使った分析をしてきておりますので、企業のグローバルな活動が円滑に行えるということは全ての人にとってメリットをもたらすものだと思いますけれども、今の時代ですので、物の貿易が自由であるということだけではなくて、データの円滑な利用が図られるということが企業活動を支える上でますます重要になってきていると思います。

その関係で、今日御説明いただいた活動方針の中でも国際協力の中で事業者のニーズを勘案しながらという表現がありますけれども、多分個人情報保護委員会の方が直接接していらっしゃるの、ニーズを表明しているのは事業者の方ということだと思いますけれども、企業のニーズと消費者のニーズというのは必ずしも対立するばかりではなくて、企業のほうが新しいサービスを提供できるようになって消費者のニーズが満たされるというケースもあると思いますので、経済全体としてメリットがあるのかという議論が大切ではないかと思います。

それから、先ほどから何人かの先生が御指摘されておりますけれども、私自身、経済が専門ですので、個人情報保護法については不勉強ですが、似たケースとして競争法について、カテゴリーカルにどの行為が駄目かという議論と、コストベネフィットを経済分析して、コストよりベネフィットが上回る場合には個別に判断していくというやり方も大分積み重なっていると思いますので、個人情報の分野においてもそういう分析が可能なのかというのは非常に興味があるところで、今後の検討に期待したいと思います。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございます。

下井会員、お願いします。

○下井会員 千葉大学の下井でございます。

大学では行政法学を担当しております。何で行政法をやっている人間がと思われるかもしれませんが、ここに私がいる経緯とか理由と思われることを若干御説明しておきますと、先ほど神谷市長からも御指摘いただきましたけれども、行政法の研究者として情報公開も含めてですが、自治体の審査会とかを20年ほどやっております。さらに、国の関係では、6年前まで総務省の情報公開・個人情報保護審査会の委員として、開示請求に

対する不開示決定の不服申立ての審査をするという委員を6年間やっており、現在は千葉市等で個人情報保護審査会の委員をやっております。さらに、勤務先が国立大学ですので、国立大学の場合は個人情報保護法の適用が一番複雑なところで、いろいろ苦労しているのですけれども、そういった経験から、ここでは主に公的機関に対する規律についての発言が求められているのだらうと認識しております。私が必ずしも適役とは思いませんけれども、宍戸会長が下井を使えと言っているといううわさを聞きましたので、恥を忍んでやってまいりました。

公的規律については、これまで個人情報保護委員会ではそれほど話題にはなっていないのではないかと。今回の資料でもそれほど大きな部分を占めているようには見えません。とりわけ、開示請求に対する開示、不開示の決定をめぐる法的な議論ということがあまり話題になっていないように思います。これは個人情報委が公的機関に対する開示、不開示決定についての所管になったのが最近の2021年改正の施行以降ですので、だからなのかなとは思っています。

しかし、現場ではやはりいろいろな問題がございます。私自身、経験上考えるところがいっぱいありまして、具体的な話までしてしまって構いませんか。ミクロの話になってしまいますし、ここまでのお話とはかなり毛色が異なる話になってしまうと思いますが、しかし、公的規律の話があまり出てこなかったことが逆に気になりましたので、大きく2点ほど私のほうで申し上げたいと思います。

一つが資料3の3ページの1の「(3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方」という点に関してです。より具体的には14ページのほうでその内容が出ているかと思いますが、そこでの内容は、こどもの個人情報を保護する観点から、法定代理人の関与を高めるというシステムを制度化しようとするように見受けられます。14ページの●の二つ目がそうでしょうし、三つ目もそうかもしれません。

しかし、それだけでいいのかというのがすごく気になっているところがございます。それは、既にいろいろな方の指摘がありますが、行政機関等に対し、保有個人情報の開示請求は、法定代理人が未成年者のためにできます。しかしながら、先ほど山本会員からも御紹介のあった宇賀克也先生のコンメンタールでは、これは代表例として御紹介するだけですけれども、法定代理人の利益と未成年者本人の利益は常に一致するとは限らない。高校生、大学生ぐらいになれば、親にも知られたくない情報、親であるからこそ知られたくない情報があることはまれではない。私の経験からすると、まれどころか大変多いと思うのですが、特に重要な点として、宇賀先生は虐待を受けた児童の本人の保有個人情報について。虐待を行った親が法定代理人として開示請求をすることもあると。その場合は本人と法定代理人の関係には十分な配慮が必要という指摘をされております。宇賀先生は高校生、大学生と言っていますが、虐待関係であればむしろ中学生、さらには小学生、さらにはもっとということになると思います。

そこで想起されるのが、平成31年に千葉県の野田市で起きた児童虐待死亡事件です。

これは市の教育委員会が父親からの虐待被害を訴えていた児童のアンケート回答内容を父親に見せてしまって、その結果、虐待をしているという認識のない父親が、児童、自分のこどもですけれども、自分から虐待を受けていると認識していることを知って激昂して、さらに児童を虐待し、死亡させてしまったと。これは皆さん御承知のとおりだと思いますが、こういうこともあって、先ほど申し上げました総務省の審査会の答申を見ますと、やはりこういう問題が出てきております。ある答申は、法定代理人の開示請求権というのはあくまでも未成年者本人の利益を実現するための手段なのだから、場合によっては親にも見せない、こどもの利益を広く解するべきだとして不開示決定適法を妥当とすべき、その範囲を広げるべきだ、広く考えるべきだという答申が出ております。

今回の3年ごと見直しの中で法定代理人の関与を高めることによって児童の利益を守るという方向性が示されていて、そのこと自体は全く反対ではありませんが、こういう形で別の論点があるということは是非御認識いただければと思います。これは公的部門に特有の問題ではないかと思いますので、本当は違うかもしれませんが、以上1点です。

もう1点、これは個情委では全く話題になっていないことだろうと思いますが、行政法研究者としては是非申し上げておきたいのが、インカメラ審理を是非具体の提案としてやっていただきたいと思います。インカメラ審理というのは、要するに情報公開法とか個人情報保護法に基づく開示請求、行政機関等に対する開示請求に対して不開示決定がなされて、その不開示決定に対する不服申立てがされたときに、審査をするほうは不開示部分の内容を見られるけれども、申立てをしたほうは見られないという証拠調べのことをインカメラ審理と申しております。総務省の情報公開・個人情報保護審査会ではこのインカメラ審理ができるのですが、裁判ではこれができません。これは、山本会員と宍戸会長の前で申し上げるのは恥ずかしいのですが、審査会ではできるということは、情報公開・個人情報保護審査会設置法で定められていて、実はその定め方も明確ではないのですが、裁判について民事訴訟法にこういう定めはないわけです。

この点は一度裁判で争われたことがあって、いつだったか、最高裁判所の判例が出まして、その前にこれを言うっておかなければいけないのですが、現在、裁判所は個人情報の本人不開示決定について、不開示部分の内容を見ないまま、その不開示決定が違法かどうかを判断しなければならない。これは審査会であればインカメラ審理ができますので、見ながら判断ができるわけです。

平成21年に最高裁がありまして、この訴訟ではできないということについてどう考えるかという、最高裁は明文の規定がないからできないのだという言い方をしております。その理由は、民事訴訟の基本原則である双方審尋主義です。学会では、それまではむしろ憲法82条の裁判の公開に反するといったところが論点になっていたはずなのですが、最高裁はそこにはあまり踏み込まず、双方審尋主義のほうで解決というか答えを出していて、明文の規定がない限り許されないので、憲法違反ではないと。法律でインカメラ審理を裁判でも導入したとしても、憲法違反ではない。そういう趣旨だろうというのが恐らく

一般的な理解だろうと思います。

しかしながら、一時期、情報公開のほうですけれども、当時の民主党がインカメラ審理手続を導入する法改正案を国会に出したのですが、廃案になっております。

私の審査会での経験からいたしますと、不開示部分の内容を見ることなく不開示決定の違法性、不当性を判断するというのはとても難しいです。取消しを求める開示請求者と不開示をオーケーとする行政機関側の主張だけからその中身を見ないで判断するというのは、少なくとも私の経験からするととても難しいです。

さらに、不開示決定をするほうの立場として、これは私が国立大学に所属して、実は千葉大学に來ている開示請求、情報公開も個人情報も全て私は関わっているのですが、とても悩ましいことがあって、それは不開示決定をする場合、行政手続法の定めによって、なぜ不開示にするか理由を説明しなければならないのですけれども、不開示の理由を説明するというのはそこそこ難しく、つまり、こうこうこういう情報だということを具体的に説明して、だから不開示ですよと言えないのです。それをやってしまったら不開示にする意味はないですから。これは本当に難しいです。いろいろ難しいのですが、いろいろと工夫はしているのですけれども、不開示部分を見ることができない開示請求者、そして、裁判官に対してなぜ不開示にするのかという理由を説得的に示すというのは時に難しいです。これがインカメラ審理ができる不服審査会であればというところがございます。

さらに、これはまた最近思うに至ったことなのですが、私、昨年度から総務省の行政不服審査会というところの委員をやっているのですが、これは個人情報とは全く関係ない一般的な行政処分についての不服申立てに対する審議をするところなのですが、全国の行政法研究者があちこちでこの委員をやっているのですが、この経験、自治体のほうでもこれを10年以上やっておりますけれども、先ほど申し上げました行政手続法が求める理由提示については、少なくとも我々行政法研究者、さらには最高裁判所の裁判例が求めているレベルにはほど遠い残念なケースが多々ございます。行政手続法ができてから30年以上たちますが、残念ながらあまり十分に行政手続法は守られていない状況で、これは情報公開法のみならず、個人情報保護法に基づく本人不開示決定も同じです。

特に問題だなと思ったのは、総務省の先ほど申し上げた審査会の答申を読んで知ったことなのですが、ある不開示決定において、理由提示では説明がない情報の不開示があったということなのです。これはインカメラ審理をしない限り分からない、発見できないということを示しています。要は、行政機関の理由提示にミスがあった、あるいは虚偽の理由で不開示にした場合、これはインカメラ審理をしないとそのことを発見さえできないということなのです。そうしますと、インカメラ審理は、資料3の3ページ、1の「(4)個人の権利救済手段の在り方」の一つに含まれるのではないかと。保有個人情報の開示請求という制度は、行政機関による不適正な個人情報の取扱いを予防・発見するという機能もあるはずですので、これは「実効性のある監視・監督の在り方」に含まれるのではないかと思います。

以上2点、国際化とかテクノロジーの発展とかというのは随分局面を異にするといいますが、ミクロの話ではありますが、現場としてはこういう悩みがあるのだということを是非会員の皆様には知っていただきたいと思って発言いたしました。

以上です。

○宍戸会長 ありがとうございました。

本日御出席の会員から一通り御発言を承りました。

予定の時間を若干超過しておりますが、私からごく簡単に4点ほど申し上げたいと思います。

第1点は、テクノロジーの発展、それから、デジタル社会の発展に伴った個人情報保護法制あるいは個人情報保護政策の議論が非常に必要である。また、これについて積極的に知見を出していただいて御議論いただけるということについて、私は本日の議論を聞いても確信を持てるということで、本当にありがたく存じます。

とりわけデータ活用のメリットといったときに、企業側だけでなく社会全体もそうですし、個人情報の本人にとってもメリットがデジタル社会において大きくなってきている一方、3年ごと見直しの議論でもこの点も強調しましたが、リスクも高まっているという中でどういうふうに捉えていくかについて、今後いろいろ御知見を頂ければと思っております。

第2に、個人情報保護法制の在り方について何度か俯瞰的な議論をと御指摘頂いて、これは全くもっともでございます。その際に隣接する法制、競争法であったり消費者法であったりとの関係もそうです。また、データ利活用と個人の権利利益の保護のバランスをどう取るかといったときに、それは個人情報保護法の中で取る部分もあれば、日本版DBSのお話もありましたけれども、個人情報保護法の特別法も含めてどう取るかといったお話もあります。それから、データ利活用政策、データ利活用法制は言わばアクセルで、個人情報保護法制でブレーキといったバランスの取り方のように、非常に多層的にバランスを取っていく中で、この個人情報保護法あるいは委員会の立ち位置をしっかりと考えていかなくてはいけないという思いを強くしたところでございます。

3点目、私、今日お話を伺っていて非常に重要な視点が出てきたなと思いますのは、基本的に個人情報保護法制は事業者あるいは行政機関等、地方公共団体の方々のそれぞれのガバナンスを重視し、また、そちらの方向に向かって3年ごと見直しも議論しているわけでございますけれども、実際に個人情報保護法を見て現場でデータあるいは情報を扱う、あるいは業務を行うに当たって、個人情報保護法だとどうなるのだっけと、現場のそれぞれの立ち位置の方々が個人情報保護法をどう理解し、あるいは困難を感じておられるかということが非常に重要ではないか。その点は、お話の中にも出てきました官民データの連携を図る場合においても、また、行政機関内部での業務あるいは個人情報の取扱いの実態という上でも、非常に重要ではないかなと思ったところでございます。

最後4点目、委員会の在り方、委員会の果たすべき役割等についても様々貴重な御指摘

を頂きました。非常に多岐にわたるのでありますけれども、情報発信のあるべき姿、また、国際的な会合等への参加、あるいは国内でもデータ利活用に関する政策形成の場においての委員会の果たすべき役割も御指摘がございましたし、そもそもそれに先立ちまして、個人情報保護法は公的部門に対する監視の機能あるいは個人の行政機関あるいは地方公共団体等への権利等を定めているところ、その部分についてしっかり議論しなくてはいけないところがあるのではないかということを、最後に御指摘頂いたかと思います。

現在進行中の3年ごと見直しは、令和2年改正法の施行、3年ごとということで、基本的に民間部門の規律を念頭に置いて議論し、また、それは行政機関等においても同様の改正を行うこととしてはどうかという形で考えているわけでございますけれども、公的部門を含めた個人情報保護法を所管する委員会として、公的部門における個人情報の取扱いの適正については、必要な制度整備も含めてしっかり議論していかなくてはいけないということを改めて認識したという意味でも、本日の会合は少なくとも私にとっては非常に勉強になりましたし、委員会、また、委員会事務局にとってもそうだろうと思っております。

以上、私のほうから会員の皆様から頂いた御意見を私なりにこういうふうを受け止めたということを中心に申し上げましたが、改めまして、非常に多くの方々からそれぞれの専門的な知見、御経験に基づく御発言を頂き、また、今後、懇談会への御協力については温かい御言葉を頂きましたので、改めまして御礼を申し上げたいと思います。

こちらで用意した本日の議事は以上でございますが、事務局より連絡事項等はございませんでしょうか。

○佐々木総務課長 どうもありがとうございました。

最後に連絡事項ということでございますけれども、本日の配付資料につきましては、委員会ホームページのほうに公表することを予定してございます。

また、本日の議事録及び本日頂きました御意見をまとめた主な意見、こういう資料を作ろうと思っておりますけれども、それらにつきましては事務局において作成して、会員の皆様にも御確認をいただいた上で公表する予定でございます。

それから、次回日程につきましては、別途事務局から日程調整の御連絡をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○宍戸会長 ありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了となります。

本日の会議はこれにて閉会といたします。ありがとうございました。